⑷　［略］

⑸【大株主の状況】⑮　　年　　月　　日現在

氏名又は名称	住　　所	所有株式数㈱	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
計	―		

⑹　［略］

２　［略］

第４　［略］

第二部　［略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｃ　略］

ｄ　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項又は第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

ｅ　［略］

［⑵～⑷　略］

⑸　主要な経営指標等の推移

ａ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第１四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成

⑸　［同左］

⑹【大株主の状況】⑮　　年　　月　　日現在

氏名又は名称	住　　所	所有株式数㈱	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計	―		

⑺　［同左］

２　［同左］

第４　［同左］

第二部　［同左］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

ｅ　［同左］

［⑵～⑷　同左］

⑸　主要な経営指標等の推移

ａ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第１四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成